

## Ⅱ章 良質な広告物と魅力ある景観を創るために【共通のガイドライン】

### ◆ 屋外広告物に関する基礎知識

#### 屋外広告物とは

##### ■屋外広告物の定義

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される(誰でも見ることができる)はり紙、はり札、立看板及び広告旗並びに広告塔、建築物等に表示・設置される看板などをいいます。

その中には、営利的な商業広告だけでなく、営利を目的としない商標やシンボルマーク、写真などの一定のイメージを与えるものも含まれます。

##### ■種類

###### ○壁面広告物

「建物(塀を含む)の壁面に、直接塗料等で表示もしくは木や金属などの耐久性のある材料を壁面に張り付け、広告内容を表示した広告物」をいいます。

(壁面広告物には、壁面から突き出して取り付ける「突出広告物」や壁面に掲出する広告幕も含まれます。)

###### ○屋上広告物

「建物の屋上に、耐久性のある材料で容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法により表示し、設置した広告物」をいいます。

###### ○自立広告物

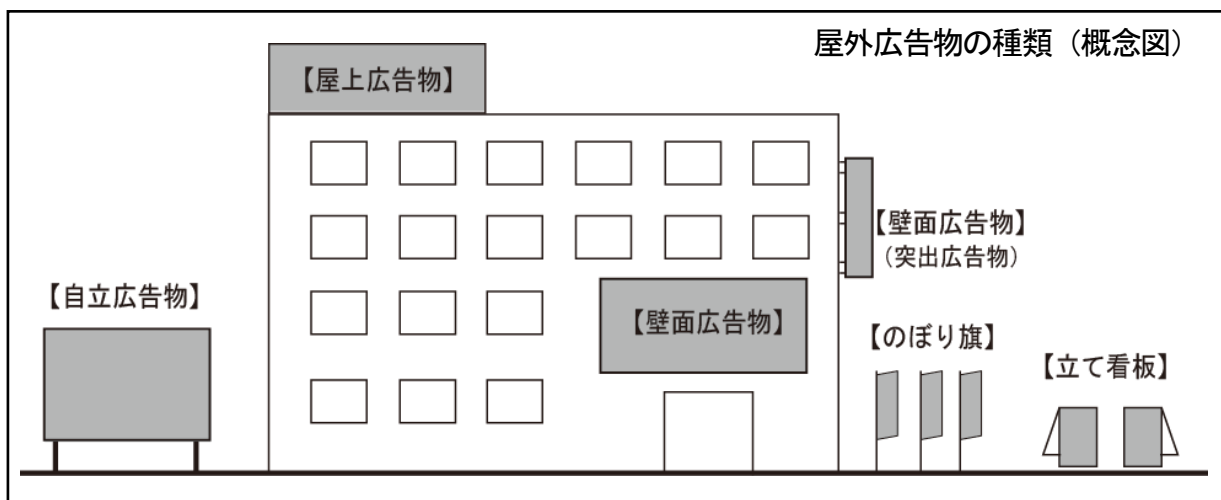
「建物等の構造物に取り付けられることなく地面(土地)に直接設置された広告物」をいいます。この中には自立広告として掲出される広告幕も含まれます。

###### ○のぼり旗・立て看板

のぼり旗は「細長い布の端につけた輪にさおを通し、立てて標識とするもの」、立て看板は「容易に移動させることができる状態で立てられている看板」をいいます。

###### ○その他

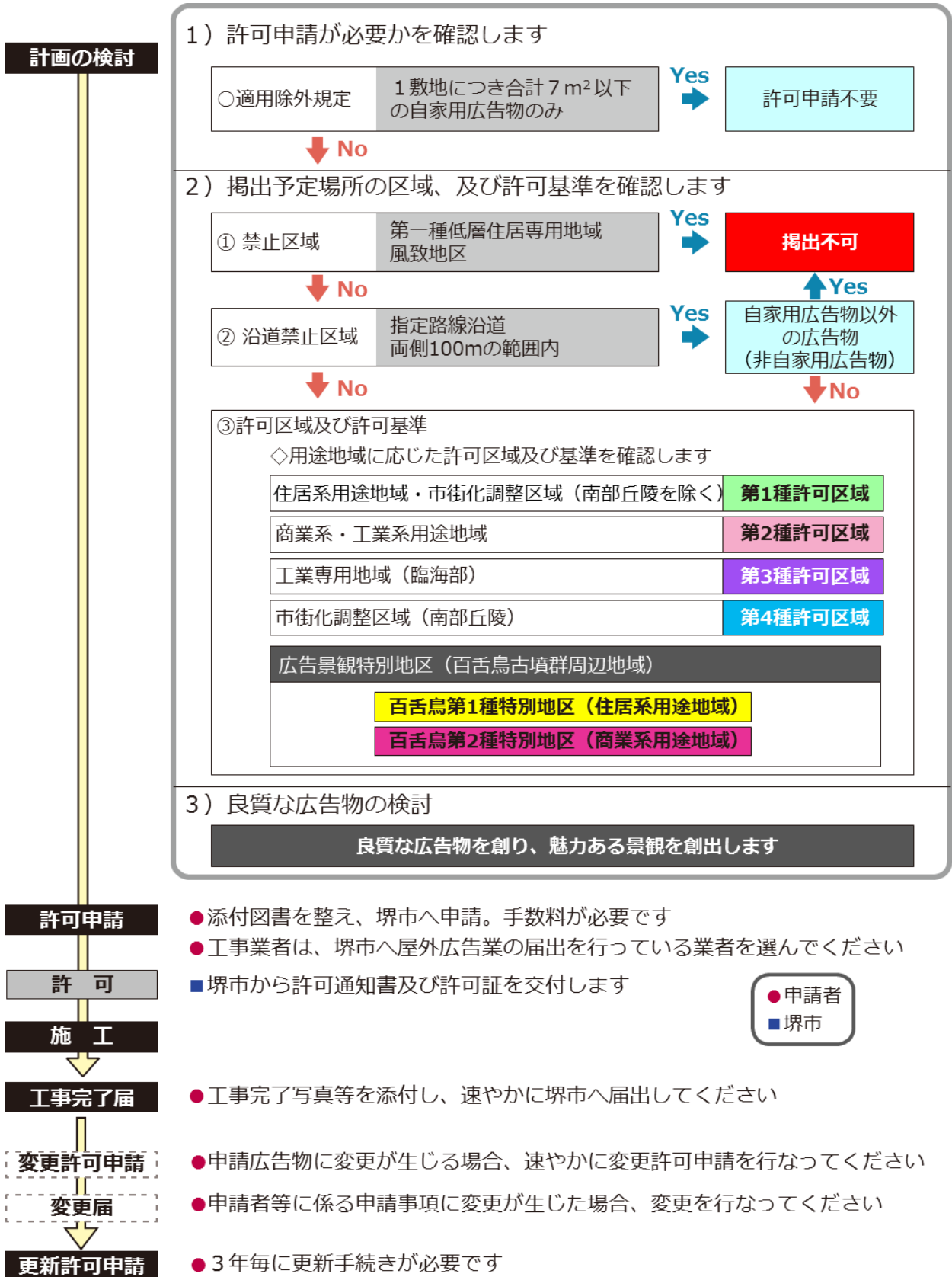
上記広告物のほか、アドバルーン、車両広告などがあります。



## 屋外広告物の掲出に関する流れ

### ■フロー（計画⇒申請⇒施工）

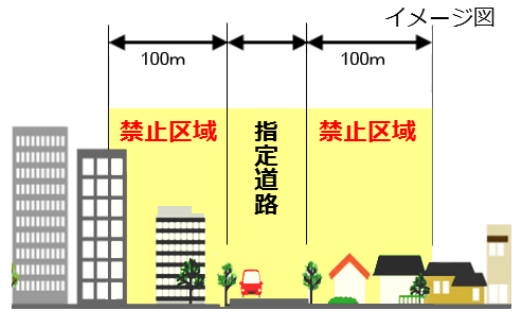
屋外広告物の掲出においては、下記のような流れを踏まえる必要があります。



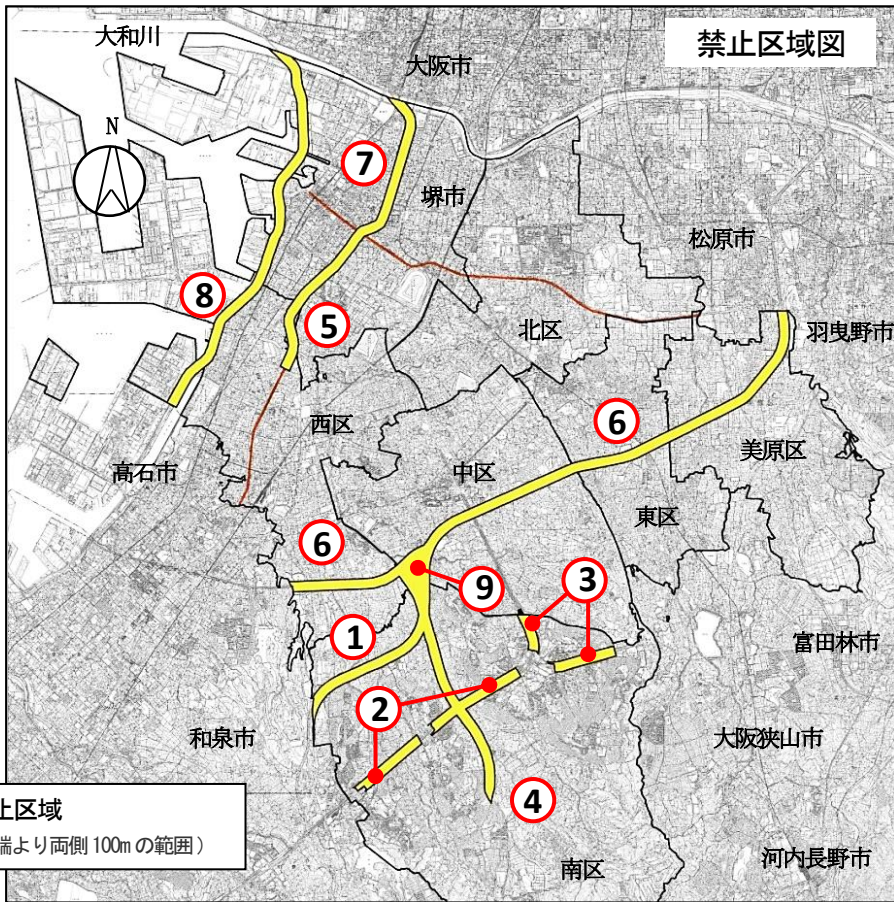
## 指定道路沿道の禁止区域（沿道禁止区域）

### ■沿道禁止区域について

沿道禁止区域は、阪和自動車道や阪神高速道路、国道や府道など市長が指定する下記の道路に接続する区域のことで、路端から両側100mの範囲は自家用 広告物以外は掲出できません。



沿道禁止区域（指定道路の道路端より両側100mの範囲）



沿道禁止区域  
(指定道路の道路端より両側 100mの範囲)

指定道路（本市の区域内に限る）

**1** 高速自動車国道近畿自動車道  
松原すさみ線【阪和自動車道】

府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までに限る。

**2** 府道富田林泉大津線

府道堺泉北環状線の内側の部分に限る。ただし、泉ヶ丘駅、桐・美木多駅、光明池駅周辺の商業地域を除く。

**3** 府道堺狭山線

府道堺泉北環状線の内側の部分に限る。ただし、泉ヶ丘駅周辺の商業地域を除く。

**4** 府道堺かつらぎ線

府道泉大津美原線との交点から都市計画道路上之美木多上線までに限る。

**5** 一般国道 26 号

国道 310 号との交点から市道兵寺船尾線との交点までに限る。

**6** 府道泉大津美原線

都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。

**7** 府道高速大阪堺線  
【阪神高速道路】

**8** 府道高速湾岸線  
【阪神高速道路】

**9** 下記 3 道路に囲まれた区域

- 高速自動車国道近畿自動車道  
松原すさみ線【阪和自動車道】
- 府道堺かつらぎ線
- 府道泉大津美原線

1章  
はじめに

2章  
共通のガイドライン

3章  
種類別ガイドライン

4章  
区域別ガイドライン

5章  
手続き



## 禁止区域と許可区域

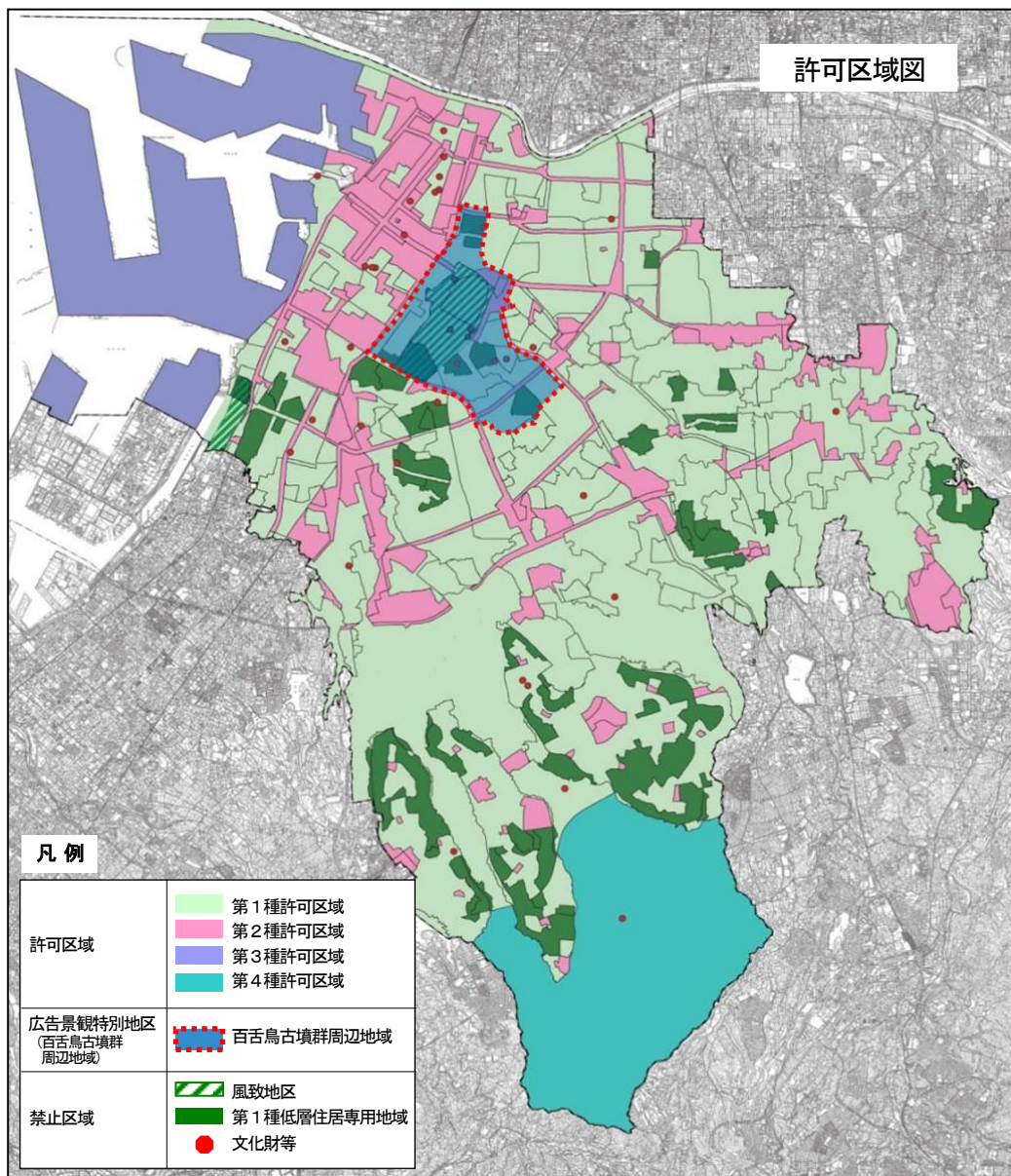
### ■禁止区域について

禁止区域は、第一種低層住居専用地域や文化財関連等の敷地、学校・図書館といった公共施設など、広告物を表示したり、また掲出物件を掲出することが禁じられている区域のことで、特に風致の維持が必要な範囲として指定されています。

### ■許可区域について

許可区域は、地域の土地利用状況を踏まえ、用途地域に応じて基準を設定した区域のことで、大きく市域を4つに区分しています。

- ①第1種許可区域(落ち着いた景観形成が求められる住居系地域)
- ②第2種許可区域(賑わいや生活の利便が求められる商業系・工業系地域)
- ③第3種許可区域(1敷地規模が大きな臨海周辺の工業専用地域)
- ④第4種許可区域(『多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全』を景観形成の方針とする南部丘陵周辺地域)



許可基準

■許可区域における許可基準について

許可区域に応じて広告種別ごとに守るべき許可基準を下表のとおり設定しています。

許可基準表

許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域	
土地利用	落ち着いた景観形成が求められる地域	賑わいや生活の利便が求められる地域	1敷地規模が大きな臨海部地域	『多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全』を景観形成の方針とする地域	
用途地域	第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域(南部丘陵地域を除く)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨海部を除く)	工業専用地域(臨海部に限る)	市街化調整区域(南部丘陵地域に限る)	
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	取付壁面の1/3以内	取付壁面につき30㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内	
	範囲	縦：取付壁面の高さの範囲内 横：取付壁面の幅の範囲内 開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない			
	その他	【掲出個数】 -	【掲出個数】 -	【掲出個数】 -	【掲出個数】 取付壁面につき4個以内
屋上広告物	面積	1表示面につき30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内	1表示面につき40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内	-	掲出不可
	範囲	縦：建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ 横：建造物の幅の範囲内	
自立広告塔ほか	面積	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内	1表示面につき20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内	-	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	高さ	地上から最上端までの高さ10m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)	地上から最上端までの高さ15m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)	地上から最上端までの高さ15m以内	地上から最上端までの高さ10m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)

■広告景観特別地区(百舌鳥古墳群周辺地域)における許可基準について

百舌鳥第1種特別地区(住居系用途地域)、百舌鳥第2種特別地区(商業系用途地域)に応じて守るべき許可基準を下表のとおり設定しています。



許可区域等	広告景観特別地区(百舌鳥古墳群周辺地域)		
	百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区	
土地利用	壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成をめざす地域		
用途地域	第1種中高層住居専用地域(風致地区を除く)、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	近隣商業地域、商業地域	
壁面広告物	面積	1敷地あたりの表示面積の合計10㎡以内、かつ、取付壁面の3分の1以内	取付壁面の3分の1以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	-
	範囲	縦：取付壁面の高さの範囲内 横：取付壁面の幅の範囲内 開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	
屋上広告物	掲出不可		
自立広告塔ほか	面積	1表示面につき5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内	1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	地上から最上端までの高さ10m以内
	掲出個数	1敷地につき2個以内(自立広告塔)	
その他	非自家用広告物は掲出不可(適用除外広告物除く)		

1章 はじめに

2章 共通のガイドライン

3章 種類別ガイドライン

4章 区域別ガイドライン

5章 手続き



◆ 『良質なイメージ』を演出し、人を惹きつけるために

良質なイメージを演出するための基本的事項

大きさについて

■周辺のまちなみに適した必要最小限の大きさを心がけましょう。

大きすぎる広告物はまちなみを壊し、周囲に圧迫感を与えます。

できる限り許可申請が不要な大きさ以下(1敷地合計7㎡以下)の掲出としましょう。

高さについて

■周辺のまちなみに適した必要最低限の高さを心がけましょう。

高すぎる広告物はまちなみを壊します。

周囲の建物などから突出しない高さに心がけましょう。

数量について

■表示すべき情報を絞り、必要最小限の掲出数としましょう。

掲出数が増えると、一番伝えたい情報が埋没してしまいます。

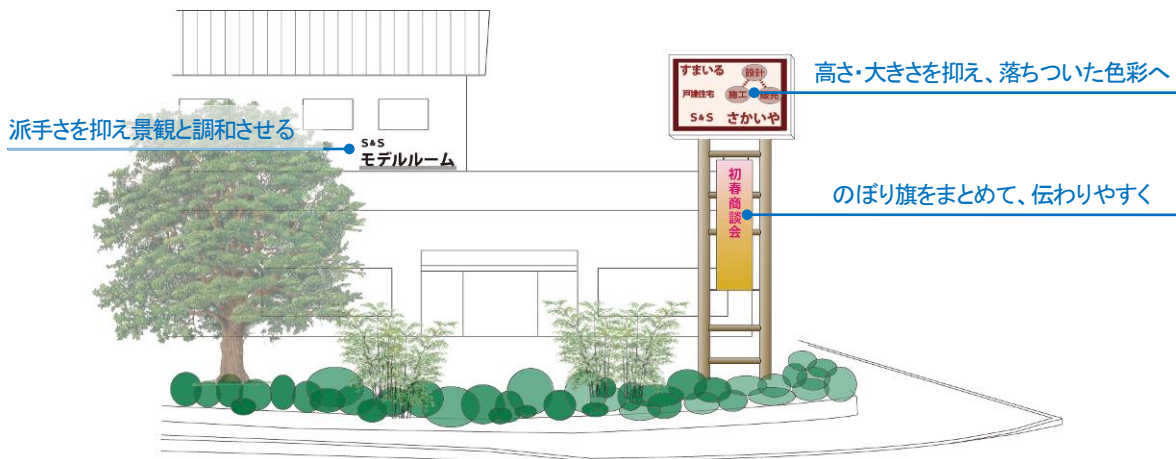
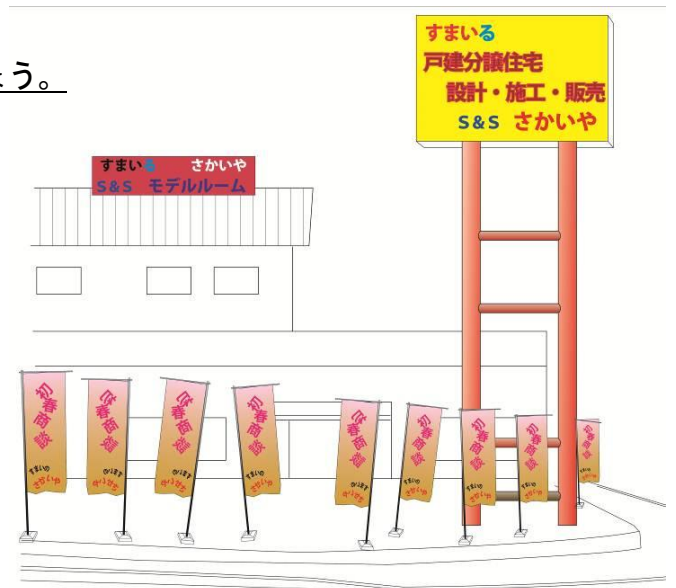
シンプルな表示を心がけることで、情報が伝わりやすくなり、良いイメージを与えます。

色彩等について

■基調色や色数、彩度などを十分に検討しましょう。

派手で奇抜な広告物は一見人目を引きませんが、情報が的確に伝わりにくく、企業イメージを損ねるだけでなく、周辺の景観なども損ねます。

色数を抑え、色彩面積を減らすとともに、使用色の調和(類似色調和、色相調和、トーン調和)などを考慮しましょう。

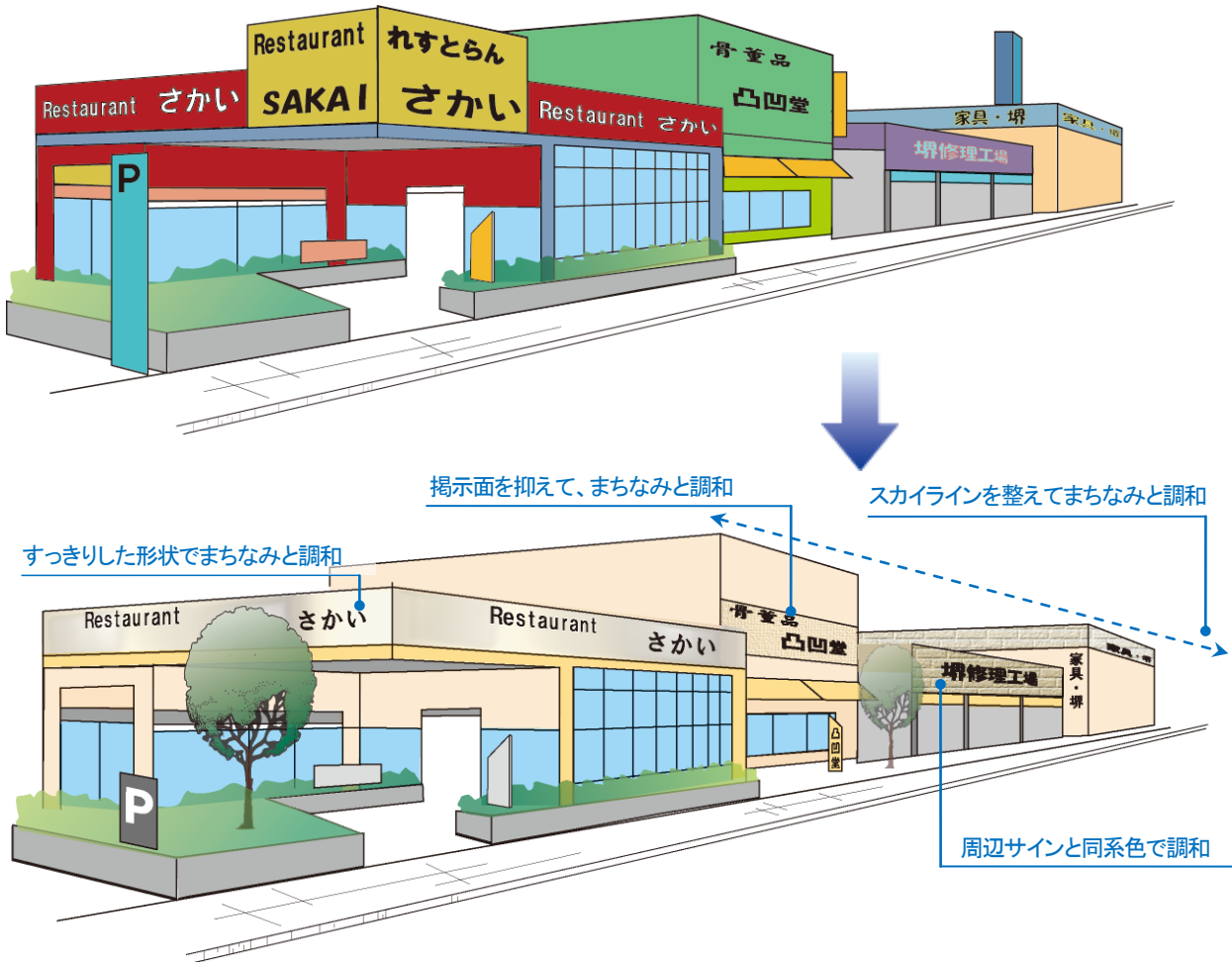


## 良質なイメージを演出するための工夫

### 建物や周辺景観との調和

■周辺の地域特性を踏まえ、自己の建物だけでなく、周囲の建物の色彩にも調和した基調色やデザイン、素材などを採用し、まちなみとの一体感をもたせましょう。

建物や周辺景観との調和により、広告物単体でなく、まちなみとの調和による拡がりのある広告媒体となり、高度なイメージを与えることができます。



### 光の活用

■にぎわいが求められる場所では、光によって華やかさを演出しましょう。

にぎわい演出のひとつとして夜間の照明やライトアップがあります。昼間はその存在を意識せず、夜には華やかなサインになるといった演出を検討しましょう。

■街の灯の担い手になりましょう。

閑静な住宅街などでは夜間照明として街の灯を意識し、節度ある掲出に心がけましょう。



第15回（平成25年度）  
堺市景観賞 建築物等部門受賞

Ⅰ章  
はじめに

Ⅱ章  
共通のガイドライン

Ⅲ章  
種類別ガイドライン

Ⅳ章  
区域別ガイドライン

Ⅴ章  
手続き

◆ 『わかりやすさ』を大切にし、的確に情報を伝えるために

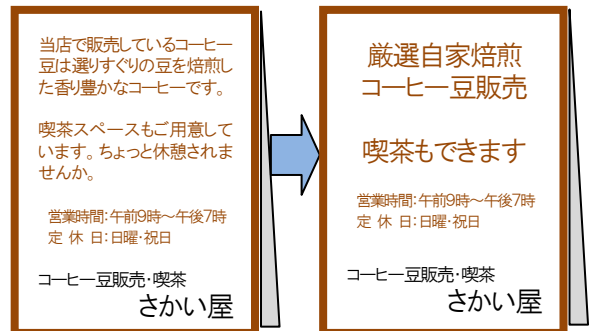
わかりやすい広告を創るための基本的事項

広告物の表示について

■伝えたい内容を絞り込み、簡潔に伝えましょう。

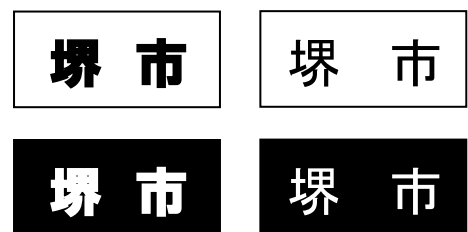
人の目が屋外広告物に留まる時間や短時間で覚えらるる情報量には限界があることから、屋外広告物は、シンプルな表現が求められます。

情報(伝えたいこと)を序列化しましょう。



■書体など文字体を工夫し、見やすさを確保しましょう。

○太い文字はインパクトがありますが、サインの内容を確認するにはアキのスペースがつぶれたり、少なくなり、読みにくい場合があります。右に示すとおり、少し細めの書体の方がすっきりした印象もあり、可読性が高くなります。



○白抜き文字のサインは屋外の明るい場所では、暗い背景によって網膜の感度があがり、白い文字を鮮やかに感じさせることで、視認性が高まります。

○一般的に下地を濃い色、文字を薄い色で表示するほど、文字は画数が少ないほど判読性は高くなるほか、文字の太さは文字高の10%程度が判読性が高くなります。

■むやみに大きな文字とせず、適切な文字の大きさを心がけましょう。

視認距離ごとの図記号および文字の大きさ設定の目安は、文字の高さ×250＝視認距離とされています。(例えば、5m離れてみるサインの文字の高さは、2cm。10m離れてみる文字の高さは、4cm あればよい)

アルファベットや数字は書体にもよりますが、比率として和文 100: 英文 75 程度がほぼ同じ視認距離から見るとされています。



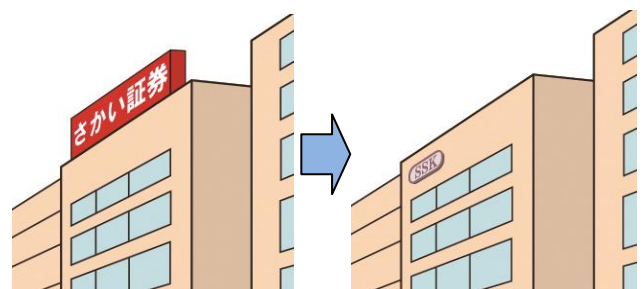
その他の表示について

■表示面に額縁(余白)をつけましょう。

額縁を付けることで、表示のバランスがよくなり、わかり易く、品格のある表示となります。

■シンボルマークなど簡略化による効果的な情報に努めましょう。

シンボルマークはユニバーサルデザインにもなり、大きな情報発信力があります。





◆ 『適切な計画と維持管理』により、安全で美しく掲出するために

適切な計画と維持管理に関する基本的事項

安全面に配慮した計画

■構造計算等に基づき、安全性を確認したうえで掲出しましょう。

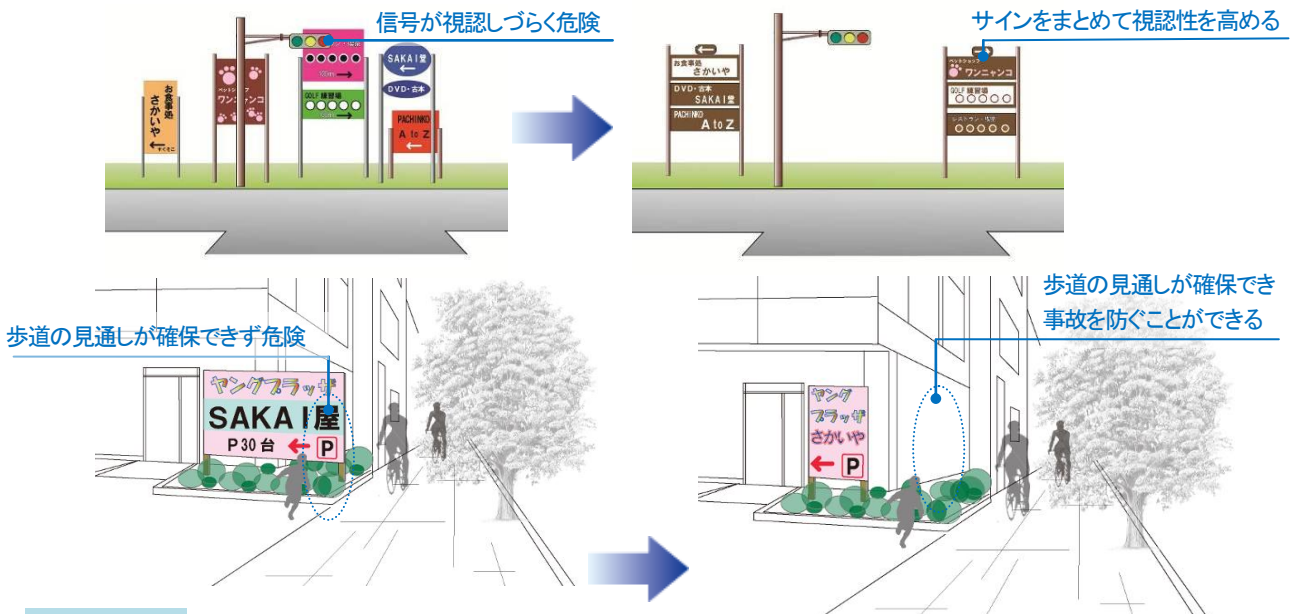
■地震、強風など災害に強い屋外広告物を掲出しましょう。

屋外広告物は、近年、多様化や大型化が進んでおり、地震や強風などによって倒壊・落下等が発生すると大きな事故となる可能性があります。

交通安全への配慮

■信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう、設置位置に注意しましょう。

屋外広告物は、その設置位置によっては、信号の視認の妨げとなったり、歩行者や自転車の通行の妨げとなるほか、車両乗り入れ口などにおける出会い事故の原因になることがあります。



維持管理

■屋外広告物は、安全と美観に留意し、日頃から適正な維持管理に心がけましょう。

破れ、さびなどが放置されたままの広告物や、看板の骨組みだけ残るものなど維持管理がされていない広告物は街の印象を悪くするだけでなく、老朽化による倒壊など、周囲に危害を及ぼす恐れもあり、禁止広告物に該当します。

■不必要になった広告物は、速やかに撤去しましょう。



照明

■必要以上の光度・輝度を持たないように設計しましょう。

住宅街などでは点滅式のもの、著しく高輝度のもの等は使用せず、必要以上に明るい光源の使用は避け、発光面もできる限り小さくするなど、近隣へ配慮した照明にしましょう。

